



聴覚に障害のある子どもへの指導・支援

「心因性難聴」のお子さんの対応について

「心因性難聴」とは、機能性の難聴（伝達経路に器質的な異常が認められないにもかかわらず難聴を訴えるもの）のうち、心因が原因であると考えられるものをいいます。

心因が推定されるときには、心理的な対応を中心に行うことになります。

また、認知的な偏りなどについても検証していく必要があると思われるので、スクールカウンセラー等、専門的な機関と連携・相談をされることをお勧めします。

また、心理的にきこえにくい状況下、環境にありますので、難聴のお子さんに寄り添い、きこえの状況をききとりながら、難聴者と同様の支援・配慮をしていく必要があります。



高校・中学受験の際の配慮事項について

補聴器や人工内耳を装用している、またはきこえに配慮が必要な児童生徒が入学試験を受ける際には、必要な配慮を申し出ることができます。下の表は、難聴のあるお子さんが、これまで入学選考等で申請してきた主な配慮内容（例）です。



【全ての科目における配慮事項（例）】

補聴器または人工内耳の装用
座席は前列（または2列目）の中央付近に指定
体育館や校庭などでの整列時は前列（または2列目）の中央付近に指定
注意事項や合図等の文書（筆談）による伝達
補聴援助システム（ロジャーマイク）の使用

【リスニングにおける配慮事項（例）】

別室にて、一斉（校内）放送を聞く方法
別室にて、CDプレーヤーのスピーカーの近くから音声を聞く方法
別室にて、CDプレーヤーのスピーカーの近くにロジャーマイクを置いて音声を聞く方法
リスニング問題を文字で表示する方法
リスニングの免除

※上記の内容を申請するには、これまで中学校でも同じ配慮を受けていたことが原則となります。

・県立学校、私立学校によって申請の方法が変わりますので、詳しくは県教育委員会や各学校から発表される実施細則や募集要項をご覧ください。